社会福祉法人直方市社会福祉協議会 理事・監事及び評議員の候補者選出規程 (趣旨)

第1条 本会定款第19条第1項及び第7条第4項の規定に基づく、理事及び評議員の候補者の選出は、この規程の定めるところによる。

(理事及び評議員の候補者の選出)

第2条 定款第18条第1項第1号に定める理事及び定款第6条第1項に定める評議員の候補者は、次の区分により選出する。

選 出 区 分	理 事	評 議 員
(1) 住民組織/地区(校区)社会福祉協議会、住民自治組織等	3 名	3 名
(2) 当事者等の組織/老人クラブ、障害者団体、介護者の会等	1 名	2 名
(3) 社会福祉に関する活動を行う団体/ボランティア団体、農協、生協等	2 名	4 名
(4) 民生委員・児童委員またはその組織	2 名	2 名
(5) 事業者関係/社会福祉施設・社会福祉関係団体、更生保護 事業施設・更生保護事業団体、福祉(介護・保育)サービス 事業者	1 名	5 名
(6)保健・医療、教育等の関係機関・団体/医師会、医療・保健 機関、学校、教育委員会等	_	4 名
(7) 社会福祉行政機関	1 名	_
(8) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体・まちづくり、住宅、環境、労働、経済団体等	1 名	3 名
(9) その他/学識経験者(社会福祉、法務、税務、事業経営等の 専門家)	2 名	2 名
合 計	13名	25名

(監事の候補者の選出)

- 第3条 定款第18条第1項第2号に定める監事の候補者は、次のとおり選出する。
 - (1) 社会福祉法第44条第5項第2号に規定する職務をなし得る者 1名
 - (2) 社会福祉について知識経験を有する者 1名

(規程の施行細則)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和44年4月28日から施行する。

附則

(昭和45年11月30日一部改正)

(昭和48年4月22日一部改正)

(昭和52年7月1日一部改正)

(昭和62年7月18日一部改正)

(平成3年6月11日一部改正)

(平成6年12月21日一部改正)

(平成9年5月28日一部改正)

(平成13年3月29日一部改正)

(平成29年2月24日一部改正)

附則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

附則

この規程は、令和5年8月23日から施行する。